

# 令和5年度第1回滋賀県社会福祉審議会概要

1 開催日時 令和5年6月9日(金)13時30分～15時00分

2 開催場所 滋賀県危機管理センター1階 大会議室(プレスセンター)

3 出席委員(五十音順、敬称略)13名

安部侃、飯田寛、太田正則、奥村昭、尾崎美登里、北居理恵、崎山美智子、佐口佳恵、西澤茂子、  
本田秀樹、丸本千悟、山川すゑ子、渡邊光春  
ユニバーサルデザイン推進検討専門分科会委員 三星昭宏

4 欠席委員(五十音順、敬称略)11名

伊崎葉子、乾澤正和、上野谷加代子、市川嘉重、越智眞一、来見良誠、佐藤誠、中島みどり、  
橋川渉、宮川富子、山本俊夫

5 事務局

大岡健康医療福祉部長、奥山健康医療福祉部次長  
健康福祉政策課:駒井課長、田中主幹、田中主査、畑主任主事、中川主任主事、矢向主事  
医療政策課:縄稚参事  
医療福祉推進課:飯田課長、西川参事  
障害福祉課:長谷川課長  
子ども・青少年局:園田局長、出口参事  
教育委員会幼小中教育課:澤課長  
滋賀県警少年課:米森課長

6 議題

- (1)「淡海ユニバーサルデザイン行動指針」の答申案について
- (2)次期再犯防止推進計画の策定について(諮問)
- (3)再犯防止推進計画検討専門分科会の設置について

7 概要

(司会)

皆さんお揃いですので、令和5年度第1回社会福祉審議会を開催させていただきます。司会進行を務めさせていただきます。健康福祉政策課の田中と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、開会にあたりまして、健康医療福祉部長の大岡より御挨拶申し上げます。

(健康医療福祉部長)

皆さんこんにちは。健康医療福祉部長の大岡でございます。本日は社会福祉審議会を開催させていただきましたところ、皆様、何かとお忙しいところ御出席いただきまして、ありがとうございます。

また、皆様におかれましては、日頃より、それぞれのお立場で本県の健康医療福祉行政の推進に御尽力を賜りまして、本当にありがとうございます。感謝を申し上げます。

さて、この3年以上に及ぶコロナにより、生活困窮者そして社会的な孤立、生きづらさを感じる人の増加など、これまでの福祉サービスでは対応がなかなか困難な、いわゆる制度の狭間の課題であったり、複雑化した生活課題が顕在化したところがございます。このため、地域福祉に対するニーズは、ますます増大しておりまして、その内容も複合・複雑化しており、この地域福祉の推進に向けて県の果たす役割について、今一度見つめ直し、検討していく必要があると思っております。

こうした中、令和2年に諮問をさせていただきました、淡海ユニバーサルデザイン行動指針の改定につきましては、コロナで若干、中断もございましたけれども、分科会では熱心な御議論を頂戴しまして、お手元に配付をしました答申案を作成させていただきました。

この答申案では、平成17年の3月に作成したのですけれども、その後の社会情勢の変化なども踏まえて、ユニバーサルデザインにつきまして、県における事業実施の基本的な考え方や方向性などを盛り込ませていただいたところがございます。本日は、専門分科会の三星会長にも御参加をいただいております。答申案や分科会での議論について御報告をお願いしているところがございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。皆様からの御意見を頂戴して本審議会として答申案としてまとめ、知事に対して答申をお願いしたいと考えております。

また、平成31年3月、滋賀県の再犯防止推進計画を策定したところがございますけれども、今年度、最終年度となりますから、昨年、国の第二次の推進計画が策定されましたので、これに合わせまして見直しを検討してまいりたいと考えているところでございます。

本日、限られた時間ではございますけれども、委員の皆様の豊富な御経験、御見識に基づいた御意見、御提案を賜りますようお願いしまして、簡単ではございますけれども、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。本日は、皆さんどうぞよろしくお願いいたします。

(司会)

初めに、本日の審議会には、委員24名中13名の御出席をいただいております。委員の過半数になりますので、滋賀県社会福祉審議会条例に基づきまして、本審議会が有効に成立していることを御報告させていただきます。なお、尾崎委員につきましては、オンラインで御参加いただいております。

また、13名の他、滋賀県社会福祉審議会、ユニバーサルデザイン推進検討専門分科会の三星会長にも御出席をいただいております。また、本審議会は公開となっております。傍聴が可能となっております。本日は傍聴席にユニバーサルデザイン検討分科会的美濃部委員をはじめ、多くの方に御参加いただい

ております。また、会議の内容につきましても、議事概要を後日、公開することとなっておりますのであらかじめ御了承をお願いします。

本委員会は、今回2年ぶりの開催となりますので、改めまして、本日、御出席いただきます委員の皆様には、簡単に自己紹介をいただきたいと思います。

#### 【出席委員 自己紹介】

(司会)

オンラインで御出席の尾崎委員にも自己紹介をお願いしたいところですが、機器の調子が悪くてこちらの声は聞こえているとのことなのですが、委員の声がこちらに届いていないということですので、繋がりましたら、紹介いただきたいと思います。

本日、伊崎委員、乾澤委員、上野谷委員、市川委員、越智委員、来見委員、佐藤委員、中島委員、橋川委員、宮川委員、山本委員の11名が御都合により欠席をされています。次に、本日配付しております資料の確認をお願いいたします。

#### 【資料確認】

(司会)

それでは早速、議事に入らせていただきます。進行につきましては、社会福祉法第10条の規定によりまして、渡邊委員長をお願いしたいと思います。委員長どうぞよろしく願いいたします。

(委員長)

皆さん初めに一言御挨拶をさせていただきます。2年ぶりの開催ということで、コロナが明けてですね、これからどういう状況になっていくのか、子どもの数は、2025年ぐらいですね、団塊の世代が後期高齢者となる年でもあります。しかし、それは従来からわかってきたことであることで、急にそのような状況があったわけではなく、まさに、政治家の方がお二人いらっしゃいますけど、国も県も政治が問われる話でもあろうかと思えます。私、従来から、ものの見方で、社会保障は国のあり様を映す鏡であると思っておりまして、地域の社会福祉は、その地域の社会あり様、福祉のあり様を映すと思っております。30年以上前でしたでしょうか、1.57ショックという中でですね、去年は1.26という、合計特殊出生率。そして、高齢化が進み、様々な社会保障の改革が行われようとしておりますが、これからの行く末がどうなるかというふうな思いを一個人として巡らしてるわけでありまして。

本日の議題でもありますユニバーサルデザイン等々であります。最近の事例で、名古屋城の復元問題がございました。まさに障害者差別ですね、ユニバーサルデザインとバリアフリーと相まった問題が一番露呈されるのではないかなと思います。先ほど申し上げました、その地域の社会福祉のあり様というのが、あのようなことで非常にわかるのではないかと、いろんな論点はあると思うんです。名古屋城の復元

が、歴史的建造物の再現なのか、観光としてのものなのか、それによって、取り様はだいぶ違ってくると思いますが、ただ一番はっきりしていることは、差別は駄目だということ。差別を許すバリアフリーではあってはならないと思っております。

本日のテーマでもありますユニバーサルデザイン行動指針が、滋賀県に住む様々な社会的配慮を必要とする人にとって有意義なものになりますように、御議論いただければと思います。初めの挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

初めに、議題1、淡海ユニバーサルデザイン行動指針の答申案でございますが、令和2年2月の経過を申し上げますと、知事からユニバーサルデザイン行動指針に関する諮問を受けて以降、ユニバーサルデザイン推進検討専門分科会において、集中的な議論をお願いしておりましたので、指針案を取りまとめいただきました三星分科会長に内容についての説明をお願いいたします。

(分科会長)

ありがとうございます。

専門分科会は、第1分科会、第2分科会の二つの分科会に分けました。延べにしますと10回。毎回、激論が交わされるぐらい活発な分科会で、私も出てくるのが楽しみな充実した分科会を設けることができました。その中で、一つは、何と云っても最新の社会情勢、最新の社会課題、これが前回から見ると、いろいろなものが出てまいりました。進展してきました。あるいは障害者の考え方も変わってきました。そういうあたりが、ちゃんと反映できるようにということ。二つ目が、本当に県民とか事業者とか、この県庁も含む行政がユニバーサルデザインに関して理解できているか。特に、連携を含む、ユニバーサルデザインを妨げている課題を克服するために、連携していくというあたりを視点として、分科会を立ち上げました。最初の経緯、それくらいにさせていただきたいと思っております。

(健康福祉政策課長)

どうもありがとうございました。健康福祉政策課長の駒井でございます。

ただいま、三星分科会長の方から分科会での議論の触りを御紹介いただきましたので、私の方からは、皆様のお手元にお配りをさせていただいております資料1に沿って、事務局の方より、分科会でまとめいただきました答申案について、御説明を申し上げたいと存じます。

#### 【資料1により説明】

(分科会長)

今、担当課長から報告しましたように、内容が多岐にわたっておりますので、もう少しこれまでの我々の検討会で出ましたキーワードを申し上げておきます。最初に、考え方のところですが、やはり障害に関しては、特に社会モデルが重要になってきております。障害者の方の身体上の問題に起因するという障害の

考え方から、社会を変えて障害をなくすという方向、そういう色合いを強くすべきという議論がかなりありました。それを通じて、多様性を理解して、ともに生きる社会をつくるんだということをより徹底させる。

2点目は、これが大事だと思うんですが、当事者参画ですね。よく言われますように、「私達抜きに私たちのことを決めないで」。これですけれども、当事者参画こそがユニバーサルデザインの行動指針の軸になるということ。

あわせてPDCAですね。継続して改善するということ。バリアフリーの基本構想も、いくつかの市で先進的に取り組んだはいいが、一過性で取り組んでいると言わざるをえない。大変残念なんですけれども。そういうことがないように。そのためにも、当事者参画のUD、会議のUD化がずいぶん話題になりました。庁内から地域住民、事業者までUDがより浸透していくこと、これが大事なことでございまして、それを学習する機会を増やしたりして、県はまた自ら率先して、調達品なんかも、UDの調達品を率先して取り入れていこうということを提起しております。

それからなんと言っても、近年、ちょっと重視しなければならない方々として、知的・精神発達障害の方、あるいは内部障害、病人といった外から見えない方々、これやっぱり取り残される傾向があります。そういうったわかりにくい障害。それからもう一つは、LGBTの方々、これらの方は、今私が申し上げるまでもなく、社会課題になっておりますけれども、こういった方々への理解がない、そういう問題から始まりましてですね、一体どうしたらいいかということ。まちづくりに関しては、LGBTの方々のお手洗いに関しては、ちょっと私事ですけど、私が担当しております、万博のユニバーサルデザインの中で最大限対応する予定です。これ予定と申し上げております。設計案はもうできております。

自らが考え学習する機会、これは子どもの学習機会も含めて積極的に推進していこうということであります。次に情報保障。あらゆる場面で情報が、見てわかる、聞いてわかる、触れてわかる、これを徹底していこうということですね。

災害時の障害のある方々、災害時に取り残されがちな方々の問題を取り上げております。公共施設やまちづくりで、行政や事業者、市民、県民が連携できる仕組みがまだまだできていないということ。あと、バリアフリーもそうですが、基準に適合すればそれで良いという考え方。国や県の条例に適合するのは当たり前の話であって、そういう点では、今回、単に基準を適合させれば良いのではなくて、そこから出発して、自らしっかり考える。基準を上回るものを連携で作り上げていこう、こんなようなことを補足させていただきたいと思います。

(委員長)

ありがとうございます。非常に分かりやすい御説明でした。それでは御意見を賜りたいと思います。

(委員)

分科会に参画し、皆さんの活発な御意見、本当に皆さんの思いが詰まった答申案だったのではないかと考えております。

(委員長)

ありがとうございました。

(分科会長)

全くの初歩的な議論でも結構ですし、相当突っ込んだ専門的なことでも結構ですのでお願いします。

(委員長)

どんなことでも、ということでございますので、よろしくお願いします。

私から質問ではないんですけど、先ほどのユニバーサルデザインの理解の話は、例えば、年代別に分けて、子どもたちの方がより理解している、あるいは働き盛りの方、あるいは高齢者の方が理解しているとか、そういう観点から見てどうか。

(分科会長)

私見ですが、この社会、分断されているんですね。これぐらい進んでいますという数字が言えない。若い方の中で分断をしております。例を挙げると、学生でも奨学金をもらう必要のない裕福な家庭の学生と、奨学金を背負って出ていく学生との間で意識の分断がある。これらは、ユニバーサル社会の理解が問題の解決の第一歩である。まず互いに非難するのではなく認識することが大事。若い方々が、私の直感では1割とか、若い方に厳しいかもしれないが、6~7割行ってほしいところ。

(健康福祉政策課長)

昨年、この指針の改定にあたりまして、県の公式LINEのアカウントを登録していただいている方に対して、「ユニバーサルデザインという言葉を知っておられますか」というアンケートを実施させていただきました。回答いただいたのが800名余ということで数が少ないので、参考程度でお聞きいただけたらとは思いますが、「知っていました。」あるいは「ある程度知っていました。」と回答いただきましたのが、全体で70%でした。従いまして、3割の方は、このユニバーサルデザインの認知をされていないという結果でございまして、比較的若い方が知っておられたというような結果がこの調査では出ております。あと、このアンケートで、ユニバーサルデザインというものを初めて知りましたというような回答もいただきましたので、これは調査のためにやったということなのですが、こういう機会を通じて皆さんに知っていただくという、そういう機会にもなったのかなというふうに思っております。

(委員長)

ありがとうございます。

(分科会長)

補足しますと、私の経験でも、やはり学校教育の中で、触れられている方が増えてきています。多分の成果があるんじゃないかなと。やはり、そういう学校教育が大事だなと思います。できたら老人会の集まりでも、この言葉が出てくるようにしたい。どうやったら出せるかっていう、皆さん知恵がありましたら。

(分科会長)

子ども・青少年局の園田局長や担当職員さんに分科会に参加されての本音をちょっと聞かせていただきたいと思います。これ多分皆さん参考になると思います。

(子ども・青少年局長)

昨年度まで健康福祉政策課長として、ユニバーサルデザインの改定にあたりましては、三星先生はじめ皆様から御意見を賜っていたところでございます。委員の先生には、視覚障害のある方、聴覚障害のある方、いろいろな立場の方がいらっやして、それぞれの立場に立って考えることが大切ではないか、そんな御意見を頂戴したところでございます。

今回の指針を改定した後、これがいかに県民の方に伝わるかということが大事でございまして、県、それから市町、審議会の先生方とともに、しっかり普及して、県民の理解促進につなげていく必要があると認識したところでございます。

(健康福祉政策課長)

健康福祉政策課の駒井です。私も大変熱心に議論していただきましたし、この指針ですね、会長からもありましたが、不断の見直しが必要だと思ひますし、今ほど局長からもありましたが、いかに県民の方に知っていただくかというのが大切だというのは、皆様の御意見から感じたという次第でござひます。事務局たくさんいるんですが、せっかくなので委員の皆様から、ぜひ御意見を頂戴したいと思ひますので、委員長どうぞよろしくお願い申し上げます。

(委員)

毎年、人権センターの大きな事業として、12月の人権週間に県民のつどいをやっています。今年の県民の集いは、県民の集いと、プラスここに書かれてました、障害者の人たちも参加できる、そういうことをあ

わせてやるという準備を今進めているところです。そういう形で、もちろん人権センターの事業としても、このユニバーサルデザインの具体化に向けて取組を進めていこうと思っている。

それともう一つは、これは私の意見ですけども、まさに私は部落解放運動に関わってますけれども、部落解放運動の取組も、まさに総合行政として取組を進めてきたという経過があります。このユニバーサルデザインについても、やはりその総合的な県の行政そのものをもう一回見直していくということが必要ではないかなと思います。例えば、先ほどの住宅については、いわゆる土地差別の関係から、被差別部落に建ってるアパートには、ここは家賃安いけれども、そこは同和地区ですよ、とこういう発言が、宅建業者から出てきて、差別事案につながった。宅地建物取引に関わる人権指針は作ってますけども、もう少しさらに発展して、今のような障害者の人たちも、入ることも含めた、例えば人権、宅地建物の人権意識をもっと見直すとかね、そういうのもやっぱり、それぞれのセクションで必要じゃないかと思う。

それからもう一つは、今年の2月に部落解放研究滋賀県集会をやりました。その時の講師が、前の文部科学省の事務次官の前川喜平さん。その中で指摘されたのは、要は、教育をですね、教育からやっぱり取り残されない、そういう取組が必要じゃないかと。やっぱり、現在、日本の中では、もうほとんどみんな学校へ行ってるから、教育保障されてるといふ、そういうふうになってしまうけれども、実際は国政調査の中でもですね、小学校義務教育を卒業していない人たちもやっぱり現実的にいると、外国籍の人もいます。そういう意味では国もですね、その教育の保障ということで、夜間中学の開設を最低少なくとも県それぞれ都道府県で一つはやっていこうというところで、声をかけてるんだけど、残念ながら滋賀県では、まだそれができてないということで、そういうことも含めて、取組を具体化していく必要があるんじゃないかなと思います。

それからもう一つは、ネット。あたかもデジタル化することが、これから大切ということで、そのことは否定はしませんし、大切だと思うけれど、そのことによって、ネットに疎い人たちはどんどん取り残されてしまう。そのことが如実に表れたのは、コロナのワクチン接種のときですね。要は電話をかけても、市役所はもうパンクして繋がらない、ネットでできますよと。ただ、ネットでつながらない人はどうしたらいいかわからない中で、例えば、八幡の青年部の人たちが自治会館に集まって、高齢者が進めて代わりに携帯電話でやったとかね。あるいは米原では会館の職員が呼びかけて、そして携帯を使って、つなぐと。そういうネット弱者がまさに排除されてしまっているということがこのコロナのことで明らかになった。だからそのネットの方で推進していくっていうのは大事だけでも、推進することによって、そこから排除されてしまう、取り残されてる人がいるということ、やっぱり行政なり色々施策をする人が、その人たちのフォローをどうしていくのかをやっていかないと、ややもすると何でもかんでもホームページ作りました、はい、これを見てくださいってね。役所へ行くと、うちのホームページにありますからそこにアクセスして書類をとってくださいとか、いとも自分たちができるから、誰もがができるような形で話をすると。これやっぱりできない人もいますわけですから、そこら辺が日常の中で、やっぱり大事なのではないかなと思います。そういう意味ではこう



いう論議がどんどん進んで、県行政もあらゆる分野の中で、そういうような見直しをされて、総合的に進められることを期待したいなと思ってます。

(委員長)

ありがとうございました。本質的な話ということだと思う。

何かこの中身です、これ、この文言はどうなるのか、そういう観点から、もしあれば、答申案でございまして、この内容で良ければ良しと言ってもらえればそれで結構でございます。特に御意見がなければこれで良いということでぜひ御理解させていただければ。よろしいですか。

(委員)

当事者参画、本当に重要だと思っていて、今回、二つの分科会を開いてくださったということで、ここには当事者のお声、どんな形で反映されていたのか、ちょっと知りたいなというのと、やはり今後もPDCAを回していくことが非常に重要だと思っていて、当事者の方の障害によって、心身で通いづらいという方もいらっしゃる、そもそも、人がたくさんいるところに来るのがつらいという方もいらっしゃるという様々な障害特性があると思うんです。盲ろう者の方もそうですし、今後、そういう方々の声を吸い上げて、ちゃんとお届けいただけるような支援というか、PDCAに向けたことについても必要だと思うんですが、そのあたりについてお聞かせいただきたいと思います。

(健康福祉政策課長)

どうも御意見ありがとうございます。まず一点は、まさに、このユニバーサルデザイン行動指針を検討いただく専門分科会ですね。こちらには当事者の方にもたくさん御参加をいただきまして、手話通訳を通して御意見をいただいたりいたしましたので、こういう、いわゆる、会議のユニバーサルデザイン化が進むことによって、当事者の御意見を幅広く我々は聞かせていただけるものだと思っていますので、まさにこの我々専門分科会はそういう実践をさせていただきましたが、庁内を見渡すとまだなかなかそこまでやれている会議はどれだけあるのかっていうのは、庁内にももう少しそのあたりの周知徹底と言いますか、取組の強化というのがいるんだろうなというふうに思います。当事者の方からは、やはり自分たちの思いも、施設の整備でもそうですし、ソフトの対策でもそうですし、そういうのをやはり届けたいっていう思いを強く持っておられますので、そこを聞く機会というのは、会議の場も一つですし、会議以外の、この後またこの指針を県民政策コメントにかけさせていただくんですが、県民政策コメントの機会でも幅広く声を集められるような、場合によっては、子どもたちの声とか、そういうこともあると思いますので、本当に幅広いお声をいただけるような、そういう工夫みたいなものは、我々行政としてもしっかりとしていけないといけないと思っております。ありがとうございます。

(委員長)

当事者で一括りにされましたけども、あんまり一括りにしてほしくないんです。様々な当事者がいらっしやる。先ほど、目に見えない障害の話もありました。固有名詞でどういう障害の人が参加したってことを明確にし、今後されるようお願いします。

(分科会長)

実は、まだまだ、おっしゃるように、いろんな方がいらっしやるので、全員参加していただいているとは到底言えない状態です。課題ですね。こういう集約型の会議に加えてワークショップとかですね。様々な形で、県民の中で広げていくことが課題です。さらに枠を広げる。これは課題だという認識はしております。

それから補足しますとですね、私と共同座長をしておりますDPIの尾上会長、DPIというのは障害者インターナショナル、障害者の国際組織、その日本支部になる、そこの副議長をやっておられます尾上さんが、座長やっておられるということ自体、私の知る限り、県や市町の委員会です、もちろん福祉を直接やっている場合には、障害がある方が委員長をやっている例は知ってるんですけども、こういったユニバーサルデザインの会議でやっておられるのは初めてじゃないかなと思います。障害のある方自身が、しかもその尾上さんは障害者インターナショナルとして、障害者の幅広い障害者に関する知識に精通しておられる方です。そういう点でも画期的であったかなと思いました。

御指摘のように、それに安心することなく、次の改定の時はもっと工夫したいですね。以上です。

(委員)

当協会はですね、知的障害、それから身体障害、精神含みますが、養護施設等の人たちを支援する団体になるんですけども、ユニバーサルデザインの概要の2、答申案の2枚目なんですが、「県民に期待される役割」の2番目のところ、「相手の立場に立って考える気持ちを育む」というところなんですが、特に発達障害がある方とか、重度心身障害、重心の方の場合は、いくらその相手の立場に立って考えると言っても、なかなかそこまで理解できないところもありますし、特に重心の方々の場合には、自分から意思はなかなか表現はできないけれども、実際にはしっかりと考えたって言うのを持っておられて、視線、目でものを訴えて、あいうえおの文字盤でようやく会話ができるとかいうところで初めて自分の意思を表現されるとかというのがあるんですけど、なかなかそういう方たちには、思いは馳せてもやっぱり理解できないところ、わからないところってたくさんあると思うので、できればその立場に立って考えるよりも、今おっしゃられている当事者にしっかりと何を思っておられるのか、どういうことを考えておられるのかを聞かなくて、自分から想像するのではなくて、その人たちが何かを語っているところに、ぜひ足を運んでいただいて直接その人たちの声を聞いていただくような姿勢を県民の方には期待したいなというふうに思いますので、ちょっとその点を考えていただければと思います。

(委員長)

そういうのはPDCAで反映してもらおうということでよろしくお願ひしたいです。それでは一定時間もまいましたので、答申案についてですね、資料1のとおり、知事に答申することによろしいでしょうか。お伺ひいたします。御異議ありませんか。

【異議なし】

(委員長)

はい、ありがとうございます。では資料1のとおり、答申をさせていただきます。次に、議題2の滋賀県再犯防止推進計画の策定について、事務局の説明をお願いします。

(司会)

はい。資料の説明の前にまず大岡健康医療福祉部長より、本審議会委員長への諮問書をお渡しさせていただきます。なお、諮問書の写しにつきましては、皆様の手元の資料2の13ページに配布しておりますので、お願いします。

【大岡健康医療福祉部長より諮問書の読み上げ、および委員長へ手交】

(委員長)

ただいま諮問書をいただきました。

では、ただいまの諮問について事務局より説明をお願いいたします。

【資料2により説明】

(委員長)

それでは、ただいまの御説明の内容について、御質問等々ございましたら、お願いします。

(委員)

先ほど御説明をいただいた、事業所等相談アドバイス事業では、非常に様々なケースがあり、本当に息の長い支援が必要だということを伺っております。協働提案事業から今年の5月ぐらいまで、この事業に対して、児童施設、福祉事業所、相談支援事業所等の支援者からの相談があり、当事者の年齢では、10代から30代の方々が約半数と伺っております。こうした比較的若い年代の方々の支援者からの相談をお受けして、アプローチしていく点においても、この事業は非常に大切な役割を担っているのではないかと思います。

(委員長)

具体的にどんな相談があるか御紹介いただけるとありがたいです。

(委員)

例えば、刑務所を出所された方を支援する支援者から、生活支援のことやお金のことも相談してこられた。そういったところから、支援者の方から就労につながる相談をされるような例があると伺っています。

(委員長)

出所された方の生活で、一番困るのは住まいと働くところだと思うんですね。一番こういうところで雇っていただく方の理解が相当あって、良き事業所に雇用されると非常にその人はラッキーですが、その環境に恵まれないと、なかなか再犯にまた至ってしまうというような経過があるようです。

(委員)

再犯をされる方の中には、本当に知的、また、発達障害の方が本当に多いという現実を知っております。どうもやっぱり接していく中で、何かやっぱりハンディがある方々からということで、その時点でやっと、発達検査であったりとか、その中で、やはりこの人は障害があると決まったら、障害の枠の中でのその支援というのをさせていただく、そういうふうなチャンスを1人1人にやっぱり必要ではないかなと。

どうしてこんなに再犯になってしまうのか、一つの原因がそういうふうな持って生まれた障害も影響はあるのかなというところでは、そういう検査を必ずさせていただいて、制度の中で、何とか自立支援のできるような形をしていただくというふうなところで、この改正の中どこにどういう入れるのかっていうのは一つの課題ではあると思いますけれども、実際のところはそういうふうなデータも出ていますので、知的・発達障害のある方については、まずそういう障害かどうか調べるというチャンスをさせていただきたいと思っています。

(委員長)

ありがとうございます。新たな計画では課題をどういうふうに整理していくかです。現状把握が一番大事だと思うんですけど、障害のある人の状況の話が出てきました。事務局で今掴んでおられる、把握している現状といいますか、制度の対象となっている現状について御紹介いただければと思います。

(健康福祉政策課長)

先ほど5ページのところで、地域生活定着支援センター事業を、グロー様に委託して実施しておりますが、このあたりの支援の状況を御紹介したいと思って、今確認をさせていただいております。

(委員長)

昔は、刑務所の中が高齢者と障害者でいっぱいだと。だから、高齢者は出所するとひもじいから、刑務所の中にいたら3度の食事が出ると、雨露しのげると。だから確信犯で再犯をす。知的障害の、表現は適切ではないかもしれないが、知的障害の水準のボーダーにいる一番軽度の方々が一番ね、騙されやすく、誰かに操作されるというか自分の意思ではなくて、誰かに命令されたり、お金の借財によって動かされたりそれで何回も刑務所を繰り返すという現状があります。今後これから計画策定するわけですから、そういう現状把握をしていただきながら、どういう方々が再犯が多いのか、そしてこの計画というのは、福祉的支援があればそんな再犯に至らないということが本意であろうと思いますから、それを十分ですね、把握いただきながら、やっていただければと思います。いずれにしろこれから計画策定に入るわけですから、ちょっとそういうふうなことも御留意いただければと思っています。よろしいでしょうか。

(事務局)

地域定着支援センターでは、障害者や高齢者の定着の支援をしているところなんですけれども、刑務所出所後や出所にあたっての地域の調整をしていたものが、昨年度13件、また地域に帰られてからのフォローアップをされている件数は昨年度22件。その他いろんな相談が64件というふうになっています。実際、検挙された方のうち、障害のある方が何%といった情報は持ち合わせてはいないんですけれども、大阪矯正管区という法務省管轄の組織が統計的な情報は、提供して下さるということですので、計画策定にあたりまして、情報提供可能であればいただきたいと思っております。

(委員長)

ありがとうございます。それでは議題の3に連動しますので再犯防止推進計画検討専門分科会の設置について事務局から説明をお願いします。

【資料3により説明】

(委員長)

議題3について御意見、御質問はありますか。

この件につきまして御異議のある方はございませんか。異議なしということでよろしいでしょうか。

【意見なし】

それでは再犯防止推進計画専門分科会を設置することに決しました。

最後になりますが、これまでの議題や報告事項を含めまして、何が総括的でも、また、いろんな角度で結構でございますので、御意見、御質問等ございましたらお願いをいたします。

(委員)

先ほど再犯の方でも御意見ありましたが、やはり障害があるとか発達障害も含む、障害がある方っていうのが再犯に行かれてしまう。やっぱり検査をするとすると予算的な問題もあると思うんですけども、せっかくこうして今回、再犯防止推進計画の素案についての専門分科会をつくっていただけるということですので、そのメンバーが決まっていらっしゃるかもしれないんですが、まだこれからということであればそういった分野の発達障害であるとか、精神科の方とかそういった専門家の方が入っていただいて声を聞くというのもあるかなと思いますのでまた御整理できたらなと思いました。

(事務局)

現行の再犯防止推進計画策定時にも精神保健福祉センターの先生に入っていていただいてまして、今回も入っていただけないか検討したいと思います。

(委員長)

はい。よろしくお願いします。

それではここでこの審議会終了させていただきまして、事務局へお返しします。

(司会)

ありがとうございました。最後に部長の方からお礼の言葉を述べさせていただきたいと思います。

(健康医療福祉部長)

はい。それでは皆さん最後まで大変御熱心に御議論いただきまして、本当にありがとうございました。

またですね、この審議会、3年の任期を迎えます。渡邊委員長様をはじめ、委員の皆様には、様々な角度から御意見賜りまして本当にどうもありがとうございました。

なんと申しましても、我々、今後とも地域福祉の推進として、共生社会づくりに向けまして、職員が一丸となって取り組んでまいりますので、引き続き皆様方の御支援、御鞭撻よろしくお願いいたします。

本日は皆さんどうもありがとうございました。